

中間事業報告書

第8期中 平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで

株式会社 日本政策投資銀行

平成 27 年 12 月 25 日

財務大臣 殿

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 6 号
株式会社 日本政策投資銀行
代表取締役社長 柳 正憲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの業務及び財産の状況を次のとおり
報告します。

目 次

第 1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 中間業務別収支計算書
- 3 営業所等の増減
- 4 会社役員及び職員の増減
- 5 株主の状況
- 6 貸倒引当金の状況
- 7 自己資本比率の状況

第 2 中間貸借対照表

第 3 中間損益計算書

第 4 中間株主資本等変動計算書

第 5 個別注記表

第1 第8期中 平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで 中間事業概況書

1 事業の概要

【金融経済環境】

当中間会計期間の世界経済全体の成長は緩やかなものにとどまりました。米国では、雇用情勢の改善を受けて個人消費が増加し景気回復が続きました。欧州でも個人消費が緩やかに増加するなかで緩やかな景気回復が続きましたが、中国では、「ニューノーマル（新常態）」を掲げて構造改革に取り組む中で経済成長が鈍化しました。

こうした中、国内では緩やかな景気回復の動きに足踏みがみられました。家計部門では、労働需給が着実な改善を続け雇用者所得は緩やかに増加したものの、個人消費の回復力には弱さがみられました。企業部門では、企業収益が改善を続けている一方で、設備投資は景気の先行き不透明感を受けて持ち直しが一服しました。また、業況感でも一部でやや慎重な判断がみられました。輸出は新興国や資源国経済の減速に加えて近年の海外現地生産比率の上昇などの構造要因も影響して弱い動きとなりましたが、輸入が原油価格の下落に伴い減少したため、貿易収支は小幅な赤字で推移しました。

金融面では、日本銀行による国債の大量買入が続く中、長期金利は6月にかけて米国の利上げ観測等を背景に0.55%前後まで上昇しましたが、世界経済の減速懸念から9月末に0.35%程度へと低下しました。

為替レートは、日米の金融政策の方向の違いを材料に円安が進行しましたが、中国経済の減速懸念を発端にリスク回避的な動きが強まった8月中旬以降は円高が進み、9月末には1米ドル=120円台となりました。また、対ユーロでは、欧州のデフレ懸念がやや後退する中で緩やかにユーロ高が進み、9月末には1ユーロ=134円台となりました。

日経平均株価は、20,000円を超えて推移していましたが、中国経済の減速懸念を発端とする世界同時株安が進んだ8月中旬以降は大きく下落し、9月末に17,300円台となりました。

物価は、原油安の影響でエネルギー価格の下押し圧力が継続する中、消費者物価（生鮮食品及び消費税率引き上げの影響を除く）は、前年とほぼ同様の水準で推移しました。

【事業の経過及び成果】

<当中間会計期間の概況について>

当行は、平成20年10月1日の設立以降、日本政策投資銀行（以下「旧D B J」という。）の業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当中間会計期間の概況は、以下のとおりとなりました。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当中間会計期間における融資額は1兆700億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の＜危機対応業務について＞をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、平成27年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザン等）の供給を時限的・集中的に強化する取り組みとして、平成25年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取り組みも含め、当中間会計期間における投資額は772億円となりました。

コンサルティング／アドバイザリー業務におきましては、旧DBJより培つて参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行つて参りました。当中間会計期間における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザリーフィーは計46億円となりました。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んできております。

収益力の強化につきましては、大口投資案件のEXIT等による利益の伸長等もあり、以下のとおりの実績となつております。

(単位：億円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前年同期比
業務粗利益	694	583	△110
経常利益	879	1,077	197
中間純利益	533	723	189
単体総自己資本比率	15.58%	16.08%	0.49%
単体普通株式等Tier1比率	15.12%	15.68%	0.56%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債及び5年公募債の四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて15年スポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当中間会計期間における社債（財投機関債）による調

達額1,539億円）するなど、取り組みを強化しております。更に、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当中間会計期間における財政投融資を除く借入による調達額2,026億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられしたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を新たに設置するとともに、以前より設置していた「アドバイザリー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による被害に係るものにつきまして、政府により同年3月12日付で危機認定された後、指定金融機関として直ちに危機対応業務を実施しております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

「東日本大震災に関する事案」や「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の危機対応業務への取り組みによる平成27年9月末現在の同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

① 融資額：5兆5,007億円（1,129件）

(注1) 平成20年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)からの信用供与を受けた金額であります。なお、平成27年9月末における残高は3兆569億円であります。

(注2) うち「東日本大震災」に関する融資額は2兆1,100億円（166件）です。

(注3) 当中間会計期間における融資実績はありません。

② 損害担保：2,683億円（47件）

(注1) 日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、日本公庫への申し込み予定のものを含んでおります。また、平成27年9月末における残高は137億円であります。

(注2) うち「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

(注3) 危機対応業務に係る株式会社日本航空宛の損害担保契約付融資額670億円のうち470億円（当社の更生手続終結により、平成23年4月に確定した額）については、最終的には同契約に基づき、日本公庫により補てんされております。

(注4) 当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン株式会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する

る出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。なお、今後、補償金の支払いを受けた債権について元本に係る回収等を行ったときは、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」という。）します。

(注5) 損害担保取引に係る契約に基づき、当中間会計期間において、当行が日本公庫より受領した補償金及び当行から日本公庫への回収納付の金額はありません。

(注6) 当中間会計期間における取り組み実績はありません。

③ CP購入額：3,610億円（68件）

(注1) 平成21年1月以降の危機対応業務としての累計CP購入額になります。なお、平成27年9月末における残高はありません。

(注2) 「東日本大震災」に関するCP購入はありません。

(注3) 当中間会計期間におけるCP購入はありません。

<平成27年度（第8期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>
当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、平成27年度（第8期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該危機対応実施方針に基づき適切に対応を行い、セーフティネット機能を発揮しております。

①株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、これまで継続的に対応しております東日本大震災にかかる危機への対応等に加え、新たに「口永良部島（新岳）噴火に係る災害」、「台風18号等による大雨に係る災害」及び「台風第21号に係る災害」が危機認定されたことを受け、以下の相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行ってきております。

新たに設置した危機対応業務相談窓口

- ・口永良部島（新岳）噴火に係る災害相談窓口（平成27年5月設置）
- ・平成27年台風18号等による大雨に係る災害相談窓口（平成27年9月設置）
- ・平成27年台風第21号に係る災害相談窓口（平成27年10月設置）

これらの危機につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取り組み実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください。

②株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当中間会計期間においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、平成27年6月に危機対応業務を目的に追記する定款変更を行った上、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施しております。

なお、当行は、平成27年9月末時点において累計で101の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

③その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行しております。当中間会計期間における業績の概要については、【業績の概要】をご参照ください。

<我が国産業の競争力強化に向けた当行の取り組みについて>

新興国の経済成長やグローバル化による競争激化、少子・高齢化に伴う国内経済の成熟化・成長鈍化等が予想される中、我が国企業が競争力を維持・強化するには、新たな事業の創造、事業再編や海外展開がより一層必要なものとなってきております。

当行は、産業金融の中立的な担い手として、我が国産業の競争力強化を後押しするため、企業が有する技術・知的資産等の潜在力を引き出すべく、良質なリスクマネーの供給に努めて参りました。

こうした取り組み実績に加え、今後の我が国産業競争力の強化に向けて、平成25年3月に創設いたしました「競争力強化ファンド」を活用し、新たな価値の創造に向けた企業の取り組みや企業間の戦略的連携等に対して、リスクマネーの供給を実施しております。

「競争力強化ファンド」の平成27年9月末における投融資決定の実績としては、取り組み開始からの累計として、1,290億円（12件）となっております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、我が国企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取り組みとして、特定投資業務を開始しており、同業務の開始に伴い、「競争力強化ファンド」は案件の新規採択を終了しております。

<特定投資業務への取り組みについて>

特定投資業務については、平成27年改正法において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、平成37年度末までに当該業務を完了するよう努めることとし、

政府は、このために必要な出資等所要の措置を講ずることとされています。

かかる特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、平成25年3月に当行が自主的な取り組みとして設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の平成27年9月末における投融資決定の実績としては、取り組み開始からの累計として、240億円（4件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める中間業務別収支計算書については、「2 中間業務別収支計算書」をご参照ください。

また、特定投資業務の積極的な活用に注力するとともに、重層化・複雑化する投資業務についての責任体制の明確化等の観点から、投資全般の統括部署として平成27年6月に「投資本部」を設置しております。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、新たに金融資本市場や産業界など以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）

高木 伸（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役頭取）

山内 孝（マツダ株式会社相談役）

横尾 敬介（公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事）

渡 文明（J Xホールディングス株式会社名誉顧問）

<平成27年度（第8期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、平成27年度（第8期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めています。

①特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

当中間会計期間においては、平成27年改正法により特定投資業務が新たに措置された趣旨を踏まえ、特定投資業務を目的に追記する定款変更を行った上、特定投資業務規程の制定・認可取得及び所要の規程改正を行っております。また、特定投資業務の積極的な活用に注力するとともに、投資業務についての責任体制の明確化等の観点から、投資全般の統括部署として平成27年6月に「投資本部」を設置するなど所要の体制整備等を実施してお

ります。

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「日本再興戦略改定2015」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。なお、平成27年9月末における特定投資業務の取り組み実績及びその概要は、以下のとおりとなっております（併せて、前述の＜特定投資業務への取り組みについて＞もご参照ください）。

特定投資業務の投融資決定の実績及びその概要（平成27年9月末現在）

240億円（4件） うち投融資実績額39億円

- ・地域企業による東南アジアのエネルギー事業進出にかかる共同投資
- ・国内メーカーによる一部事業の切り出しにかかる新会社への共同出資
- ・国内メーカーによる新型製品の開発・量産への共同リスクマネー供給
- ・国内の製造事業者による海外事業買収にかかる共同投資

（注）平成27年9月末時点で、これらの実績に関する投融資実績額39億円に対して誘発された民間投融資額については総額86億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られています。

②一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当中間会計期間においては、民業の補完または奨励に徹することについて、定款変更のほか所要の規程や体制の整備等を行い、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施しております。また、特定投資業務における民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況に関する評価・監視のための体制整備として、平成27年6月に「特定投資業務モニタリング・ボード」を設置しております。

③特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、平成27年9月末時点において累計で101の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取り組み実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当中間会計

期間においては1件の共同ファンドを創設)等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

④特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

「特定投資業務モニタリング・ボード」につきましては、平成27年9月に準備会合を実施しております。同会合におきましては、特定投資業務を行うに当たって、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を行うために当該ボードが取締役会の諮問機関として設置されたものであるという位置付けの確認を行うとともに、今後の議論においては、民業補完・奨励及び適正な競争関係の確保の状況にかかる検証が重要となる点などについても確認がなされております。なお、第一回会合につきましては、12月15日に開催したところであり、当該議論等につきましては、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

⑤その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との間で、平成27年12月までに計3回の意見交換を実施してきており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第一回会合(12月15日開催)で行ったところですが、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

＜成長協創ファシリティへの取り組みについて＞

加えて、成長資本市場創造等に係る当行への期待により一層応えるため、自主的な取り組みとして、将来的な成長資本市場の創造に繋がる取り組みを後押しする「成長協創ファシリティ」を創設し、広く事業者・金融機関・投資家との共同リスクテイクを推進して参ります。

＜他の事業者との間の適正な競争関係の確保について＞

当行が平成20年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保についても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）

上條 清文（東京急行電鉄株式会社相談役）

橋・フクシマ・咲江（G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長）

張 富士夫（トヨタ自動車株式会社名誉会長）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役頭取）

社外取締役

三村 明夫（新日鐵住金株式会社相談役名誉会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

＜平成27年度（第8期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について＞

①他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

平成27年度（第8期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営してきております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

②一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との間で、平成27年12月までに計3回の意見交換を実施してきており、これを踏まえた議論等を今後開催を予定しているアドバイザリー・ボードにおいて行った上で、今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

③その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

平成27年度（第8期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取り組み実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当中間会計期間においては1件の共同ファンドを創設）等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（平成27年9月末時点において累計で101の金融機関と業務提携を締結等）を活用して情報交換等を行うことで、投融資等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

＜地域活性化に関する当行取り組みの強化について＞

当行は、第3次中期経営計画において、地域のパートナーとして、地域に応じた活性化に貢献することを業務の重要課題としております。そこで、様々な課題に直面する地域での自立的な取り組みをより一層後押しするため、平成26年9月に「地域みらいづくり本部」を設置するとともに、地域の取り組みを支援し課題へのソリューションを提供すべく、「地域創生プログラム」を創設しました。また、平成26年10月には、地域の活性化に必要な方策及び金融機関に求められる役割などを取りまとめた「地域創生への提言」を公表しました。

「地域創生プログラム」の具体的な事例として、地域活性化のための人材育成を目的に「地域みらいづくり大学校」を開催しているほか、業種横断的な協創型ビジネスの創出を支援する「イノベーション・ハブ」を地域に展開しております。このうち、「イノベーション・ハブ」の開催実績としては、当中間会計期間において27件となっております。また、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI機構」という。）が中心となって取り組んでいるPPP／PFIの活用拡大については、当行としても地方公共団体の方々を対象にした「PPP／PFI大学校」を開講し、地域を担う人材に対して当行のノウハウ・ネットワークを提供するなどPFI機構との連携を一層推進してきております。この他、「地域貢献型M&Aプログラム」を創設し、地域企業の経営基盤強化や地域のインフラ整備に資する取り組み等、地域の成長に資するM&A案件を支援してきております。

また、平成27年7月には、瀬戸内地域の地方銀行7行等と「瀬戸内ブランド推進体制に関する協定」を締結し、瀬戸内地域の観光産業の発展を通じた地域活性化を後押ししてきております。

更に、ファイナンス面においても、地域金融機関と協働しファンド組成を通じたリスクマネー供給に係る取り組みを推進していることに加え、平成27年6月に開始した特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでおります。

【業績の概要】

以上のような事業の経過のもと、当中間会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部合計につきましては、16兆916億円（前事業年度末比1,917億円減少）となりました。このうち貸出金は13兆1,820億円（同比2,270億円減少）となりました。貸出金の減少につきましては、これまでに実行してきました危機対応融資の約定回収が進捗していること等が主な要因となっております。

負債の部につきましては、13兆3,476億円（同比2,163億円減少）となりました。このうち、債券及び社債は4兆5,312億円（同比305億円減少）、借用金は8兆1,853億円（同比3,808億円減少）となりました。

借用金の減少につきましては、危機対応融資の約定回収等による貸出金の減少に伴い、日本

公庫からの借入（ツーステップ・ローン）による借用金が減少したこと等が主な要因となっております。

また、支払承諾につきましては、1,727億円（同比52億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、2兆7,439億円（同比245億円増加）となりました。この増加要因としては、当中間会計期間における中間純利益の計上が主な要因となっております。

なお当行は、本年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日／平成27年3月31日、配当金総額225億円、1株当たり516円、配当性向24.99%）を行っております。

また、所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は604億円（同比242億円減少）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は2,006億円（前中間会計期間比153億円増加）となりました。その内訳は、資金運用収益が1,087億円（同比136億円減少）、役務取引等収益が48億円（同比14億円増加）、その他業務収益が72億円（同比116億円減少）及びその他経常収益が797億円（同比391億円増加）となりました。

また、経常費用は929億円（同比44億円減少）となりました。その内訳は、資金調達費用が545億円（同比61億円減少）、役務取引等費用が1億円（同比4億円減少）、その他業務費用が78億円（同比62億円減少）、営業経費が215億円（同比14億円増加）及びその他経常費用が88億円（同比68億円増加）となりました。この結果、経常利益は1,077億円（同比197億円増加）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については542億円（同比74億円減少）、役務取引等収支については47億円（同比18億円増加）、その他業務収支については△5億円（同比54億円減少）となりました。なお、その他経常収支は708億円（同比323億円増加）と大幅増益となりましたが、この要因としては、主に複数の投資案件のEXITによる株式等売却益の増加等によるものです。

これらにより、税引前中間純利益は1,074億円（同比196億円増加）となりました。

また法人税、住民税及び事業税315億円（同比21億円増加）及び法人税等調整額35億円（損）（同比15億円減少）を計上いたしました結果、当中間会計期間の中間純利益は723億円（同比189億円増加）となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく開示債権（リスク管理債権）は885億円（前事業年度末比121億円減少）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.67%（同比0.08ポイント減少）となっております。

2 中間業務別収支計算書

平成 27 年 4 月 1 日から
平成 27 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合計
経 常 収 益	68	200,567	200,636
資 金 運 用 収 益	—	108,774	108,774
役 務 取 引 等 収 益	66	4,755	4,822
そ の 他 業 務 収 益	—	7,283	7,283
そ の 他 経 常 収 益	2	79,753	79,756
経 常 費 用	5	92,920	92,925
資 金 調 達 費 用	—	54,536	54,536
役 務 取 引 等 費 用	—	117	117
そ の 他 業 務 費 用	—	7,864	7,864
営 業 経 費	5	21,507	21,513
そ の 他 経 常 費 用	—	8,893	8,893
経 常 利 益	63	107,647	107,711
特 別 利 益	—	0	0
特 別 損 失	—	275	275
税 引 前 中 間 純 利 益	63	107,372	107,435
法 人 税 等 合 計	20	35,079	35,100
中 間 純 利 益	43	72,292	72,335

(注記)

1. 中間業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

中間業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

中間業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上

対象となるものの期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分。

- (ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したもの）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融资残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したもの）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。
- (iii) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、調整事項について、上記(i)及び下記(2)の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額並びに株式会社日本政策投資銀行の税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額と株式会社日本政策投資銀行の当該中間会計期間の所得の金額との間の差異の額に調整事項に係る額を増加又は減少して得た額について、上記(ii)の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額の合計額を増加又は減少した額に法定実効税率を乗じて得た額（ただし、当該乗じて得た額が零を下回るときは零とし、また、株式会社日本政策投資銀行の法人税、住民税及び事業税の額を超えないものとする。）並びに調整事項（当該事業年度前の各事業年度において発生したものを含む。）に係る法人税等調整額について、上記(i)及び下記(2)の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額並びに調整事項以外の事項に係る法人税等調整額の額について、上記(ii)の方法に準じて整理した特定投資業務に係る額の合計額の合計額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該合計額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。
- (2)(1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月11日

株式会社 日本政策投資銀行
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 <u>業務執行社員</u>	公認会計士 梅津 知充	印
指定有限責任社員 <u>業務執行社員</u>	公認会計士 吉田 波也人	印
指定有限責任社員 <u>業務執行社員</u>	公認会計士 石坂 武嗣	印

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下、「省令」という）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間業務別収支計算書及び注記（以下併せて、「中間計算書」という）について監査を行った。

中間計算書に対する経営者の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して中間計算書を作成することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から中間計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に中間計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、中間計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、中間計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も

含め中間計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の中間計算書が、すべての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

中間計算書の作成の基礎

中間計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

株式会社日本政策投資銀行は、上記の中間計算書のほかに、平成28年3月31日をもって終了する事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠した中間財務諸表を作成しており、当監査法人は、これに対して平成27年12月11日に別途、中間監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間計算書は、株式会社日本政策投資銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 中間計算書は、有限責任監査法人トーマツによる金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

3 営業所等の増減

区分	前期末	当中間期末	増減(△)
本支店	11	11	—
出張所	9	9	—
計	20	20	—

4 会社役員及び職員の増減

区分	前期末	当中間期末	増減(△)
取締役	10 うち社外(2)	10 うち社外(2)	—
	—	—	—
	5 うち社外(3)	5 うち社外(3)	—
	—	—	—
会社役員計	15	15	—
常務執行役員 (取締役兼務者を除く)	8	8	—
事務系	1,177	1,188	11
	7	6	△1
職員計	1,184	1,194	10
合計	1,207	1,217	10

(注) 職員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。

また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
財務大臣	43,632 千株	100.00 %
計(1名)	43,632 千株	100.00 %

6 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当中間期末 残高	摘要
一般貸倒引当金	43,790	46,923	△3,132	43,790	—
個別貸倒引当金	4,757	11,927	△7,169	25,267	—
合計	48,548	58,850	△10,302	69,057	—

(注) 上記の金額には、目的に従う取崩額は含まれておりません。

7 自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

項目	当中間期末	標準的手法	
		経過措置による不算入額	前期末
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	2,380,730		2,579,918
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,995,890		2,267,419
うち、利益剰余金の額	384,840		335,018
うち、自己株式の額(△)	-		-
うち、社外流出予定額(△)	-		22,520
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
普通株式に係る新株予約権の額	-		-
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	308,224	55,043	46,786
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	-		-
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額(イ)	2,688,955		2,626,704
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,666	2,499	1,428
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,666	2,499	1,428
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
繰延ヘッジ損益の額	12,500	18,750	12,886
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	483	725	356
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-
少數出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-

項目	当中間期末	前期末	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
特定項目に係る 10%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービス・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る 15%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービス・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
その他 Tier1 資本不足額	3		24
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（口）	14,653		14,697
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	2,674,301		2,612,007
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-		-
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	-		-
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	-		-
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調整手段の額	-		-
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-
少數出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	3	4	24	37
調整項目に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	-		-	
Tier2 資本不足額	-		-	
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	3		24	
その他 Tier1 資本				
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	-		-	
Tier1 資本				
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,674,301		2,612,007	
Tier2 資本に係る基礎項目				
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	43,790		46,923	
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	43,790		46,923	
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	-		-	
評価・換算差額等に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	23,561		33,271	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	67,351		80,194	
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-

項目	当中間期末	前期末	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
調整項目に係る経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	-		-
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）	-		-
Tier2 資本			
Tier2 資本の額（（チ） - （リ））（ヌ）	67,351		80,194
総自己資本			
総自己資本合計（（ト） + （ヌ））（ル）	2,741,653		2,692,202
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	16,809,286		16,188,454
資産（オン・バランス）項目	14,036,130		13,510,106
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,229		2,715
オフ・バランス取引等項目	2,642,936		2,545,340
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	129,962		132,751
中央清算機関連エクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額	255		256
マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	236,743		242,927
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額（ヲ）	17,046,029		16,431,381
自己資本比率			
普通株式等 Tier1 比率（（ハ）／（ヲ））	15.68%		15.89%
Tier1 比率（（ト）／（ヲ））	15.68%		15.89%
総自己資本比率（（ル）／（ヲ））	16.08%		16.38%
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	71,012		79,434
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	386		348
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		-
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	1,984		1,707
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	43,790		46,923
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	210,075		202,355

項目	当中間期末	前期末	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスボージャー及びリテール向けエクスボージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	/\	-
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	-	/\	-
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-	/\	-
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	/\	-
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-	/\	-
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	/\	-

第2 第8期中(平成27年9月30日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)			
現 金 預 け 金	403,455	債 用	券 3,184,166
コ 一 ル 口 一 ン	205,000	借 期 社	金 8,185,388
金 銭 の 信 託	103,261	短 期 社	債 213,980
有 働 価 証 券	1,824,194	社	債 1,347,106
貸 出 そ の 他 資 金	13,182,000	そ の 他 負	債 202,885
有 形 固 定 資 產	148,570	未 払 法 人 税	等 務 31,339
無 形 固 定 資 產	114,160	リ 一 斯 債	務 8
前 払 年 金 費 用	6,150	資 產 除 去 債	務 1,391
支 払 承 諾 見 返	1,788	そ の 他 の 負	債 170,145
貸 倒 引 当 金	172,756	賞 与 引 当	金 4,374
投 資 損 失 引 当 金	△ 69,057	役 員 賞 与 引 当	金 3
	△ 614	退 職 給 付 引 当	金 6,469
		役 員 退 職 慰 労 引 当	金 44
		偶 発 損 失 引 当	金 7
		繰 延 税 金 負	債 30,484
		支 払 承	諾 172,756
		負債の部合計	
		(純 資 產 の 部)	
		資 本	金 1,000,424
		危 機 対 応 準 備	金 206,529
		特 定 投 資 準 備	金 65,000
		資 本 剰 余	金 995,466
		資 本 準 備	金 995,466
		利 益 剰 余	金 384,840
		そ の 他 利 益 剰 余	金 384,840
		別 途 積 立	金 312,478
		繰 越 利 益 剰 余	金 72,362
		株 主 資 本 合 計	金 2,652,259
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金 60,470
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	金 31,269
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	金 91,739
		純資産の部合計	
資産の部合計	16,091,666	負債及び純資産の部合計	16,091,666

第3 第8期中 平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	200,636
資 金 運 用 収 益	108,774
（うち貸出金利息）（	95,540）
役 務 取 引 等 収 益	4,822
そ の 他 業 務 収 益	7,283
そ の 他 経 常 収 益	79,756
経 常 費 用	92,925
資 金 調 達 費 用	54,536
（うち債券利息）（	17,362）
（うち借用金利息）（	34,781）
役 務 取 引 等 費 用	117
そ の 他 業 務 費 用	7,864
営 業 経 常 費 用	21,513
そ の 他 経 常 費 用	8,893
経 常 利 益	107,711
特 別 利 益	0
特 別 損 失	275
税 引 前 中 間 純 利 益	107,435
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31,561
法 人 税 等 調 整 額	3,538
法 人 税 等 合 計	35,100
中 間 純 利 益	72,335

第4 第8期中 平成27年4月1日から
平成27年9月30日まで 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計	
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	資本剩余金		利益剩余金			利益剩余金合計		
				資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,206,953	-	-	1,060,466	1,060,466	244,911	90,107	335,018	2,602,438		
当中間期変動額											
資本金から危機対応準備金への振替	△206,529	206,529								-	
資本準備金から特定投資準備金への振替			65,000	△65,000	△65,000					-	
剩余金の配当							△22,514	△22,514	△22,514		
別途積立金の積立						67,566	△67,566	-	-		
中間純利益							72,335	72,335	72,335		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	△206,529	206,529	65,000	△65,000	△65,000	67,566	△17,745	49,821	49,821		
当中間期末残高	1,000,424	206,529	65,000	995,466	995,466	312,478	72,362	384,840	2,652,259		

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		評価・換算差額等合計	
当期首残高	84,749		32,217	116,966	2,719,404
当中間期変動額					
資本金から危機対応準備金への振替					-
資本準備金から特定投資準備金への振替					-
剩余金の配当					△22,514
別途積立金の積立					-
中間純利益					72,335
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△24,279		△947	△25,226	△25,226
当中間期変動額合計	△24,279		△947	△25,226	24,594
当中間期末残高	60,470		31,269	91,739	2,743,999

第5 第8期中 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っています。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 35,567 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)
による定額法により費用処理

数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関する偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借用金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券及び外貨建社債

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券
(債券以外)

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当中間期から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間期の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間期の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間期において、中間財務諸表に与える影響額はありません。

追加情報

特定投資業務は、平成 27 年 5 月 20 日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 23 号）により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、注記事項「(中間貸借対照表関係)」に記載しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 201,052 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 786 百万円、延滞債権額は 57,620 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,167 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 88,574 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金 536,438 百万円及び有価証券 113,349 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 937 百万円、金融商品等差入担保金 618 百万円、中央清算機関差入証拠金 9,409 百万円及び保証金 3 百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第 17 条及び旧日本政策投資銀行法第 43 条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券 1,343,054 百万円の一般担保に供しております。

7. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、940,764 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 480,751 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではあ

りません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 8,306 百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,824 百万円であります。
10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。
なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。
- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
 - (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
 - (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。
11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。
なお、特定投資準備金は次の性格を有しております。
- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金の額を増加しなければなりません。

- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(中間損益計算書関係)

- 1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益 10,302 百万円、株式等売却益 43,061 百万円 及び投資事業組合等利益 22,904 百万円を含んでおります。
- 2. その他経常費用には、投資事業組合等損失 1,635 百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 27 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	171,765	182,087	10,321
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	296,410	301,176	4,765
	その他	170,479	172,430	1,950
	小計	638,656	655,693	17,037
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	77,174	76,666	△507
	その他	68,992	68,743	△249
	小計	146,166	145,409	△756
合計		784,822	801,103	16,280

2. 子会社株式及び関連会社株式（平成 27 年 9 月 30 日現在）

時価のあるものは、該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	75,993
関連会社株式	19,312
合計	95,305

3. その他有価証券（平成 27 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	86,937	36,289	50,647
	債券	276,242	255,542	20,699
	国債	55,150	54,173	977
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	221,092	201,369	19,722
	その他	5,949	3,587	2,362
小計		369,129	295,419	73,710
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,540	2,903	△363
	債券	36,825	36,890	△64
	国債	5,061	5,075	△14
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	31,764	31,815	△50
	その他	60,014	60,014	—
小計		99,380	99,808	△427
合計		468,509	395,227	73,282

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	283,909
その他	251,647
合計	535,556

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、14 百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合と 30% 以上 50% 未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 27 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 27 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	103,261	103,261	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	30,277 百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	15,954
退職給付引当金	2,091
その他	10,027
繰延税金資産小計	58,351
評価性引当額	△43,207
繰延税金資産合計	15,144
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26,793
繰延ヘッジ損益	△14,935
その他	△3,899
繰延税金負債合計	△45,628
繰延税金負債の純額	△30,484 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額(注)	58,155 円 69 銭
1 株当たりの中間純利益金額	1,657 円 84 銭

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、危機対応準備金を控除しております。